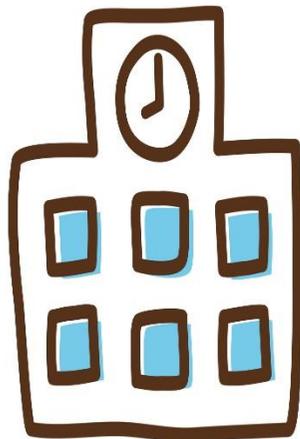


【昼の部】

放課後等
デイサービス



- ① 会社(一般就労) 最低賃金820円 法定雇用率 2%(50人以上の会社)
 - 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 ~ ハローワーク
 - 職場定着支援、事業主への助言 ~ 職業センター、就業・生活支援センター、就労支援センター
 - 特例子会社

②生活介護

- ◆常に介護を必要とする方。
- ◇入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する所。

③就労移行支援

- ◆一般企業などへの就労を希望する方
- ◇就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う所。(2年)

④就労継続支援B型 (非雇用型)

- ◆企業等での雇用が困難な方
- ◇授産的な活動を行い工賃をもらいながら利用する所。
- 県平均13,309円/月
(平成26年度)

⑤就労継続支援A型 (雇用型)

- ◆企業に就労が困難な方で雇用契約できる方
- ◇給料をもらいながら利用する所。
- 国平均68,691円/月
(平成24年度)

介護保険

就学

18歳

<20歳・年金申請>

65歳

【夜の部】



グループホーム

- ◆夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う所。
- 経費)
家賃、食費、光熱水費、共益費等

アパート
経費)
家賃
食費
光熱水費
等

入所施設

- ◆施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う所。

介護保険